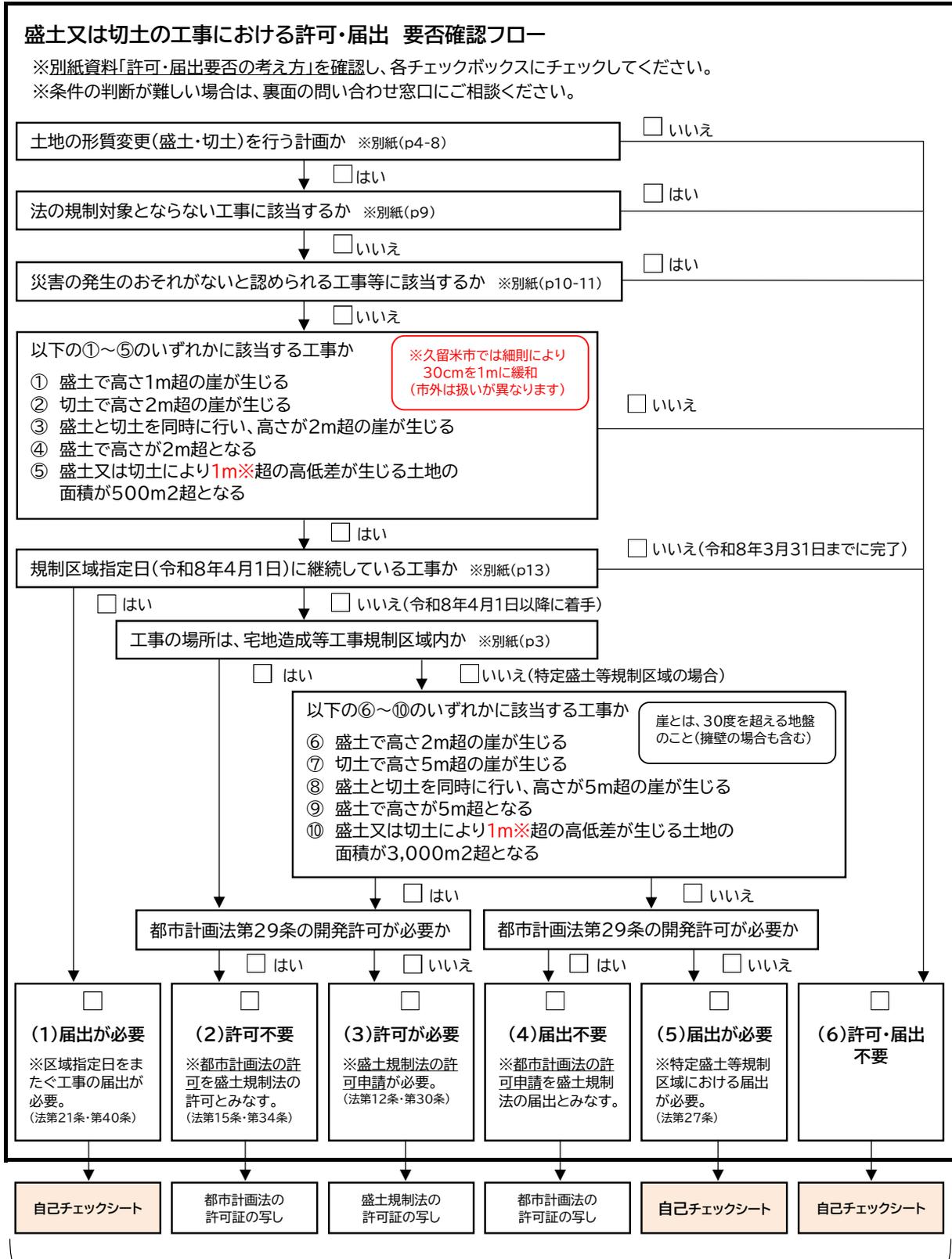


作成日： 年 月 日

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関する自己チェックシート【久留米市用】

建築主氏名			
申請地の地名地番			
設計者資格	建築士	登録第	号
設計者氏名			



(1)、(5)、(6)の場合、建築主事等又は指定確認検査機関が証明書(盛土規制法施行規則第88条に基づく証明書)を求める場合を除き、この自己チェックシートを「盛土規制法に適合していることを証する書面」とすることができます。

## ○ 法の規制対象とならない工事(詳細は別紙p9を参照)

規制区域内であっても、公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外です。

区分		内 容
法律 第2条 第1号	公共施設用地	道路、公園、河川 その他政令(政令第2条)で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政 令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令(省令1条第1項)で定めるもの、及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令(省令第1条第2項)で定めるもの
省 令 第1条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省 令 第1条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

## ○ 災害の発生のおそれがないと認められる工事(詳細は別紙p10-11を参照)

規制対象工事であっても、災害の発生するおそれがないと認められる工事等は、許可又は届出を要しません。

区分	内 容
政 令 第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法の届出に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置工事等)</li> <li>・鉱業法に基づく鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事)</li> <li>・採石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事)</li> <li>・砂利採取法に基づく砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事)</li> <li>・前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令(省令第8条)で定めるもの</li> </ul>
省 令 第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水排水施設の新設等)等に係る工事</li> <li>・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の設置等に係る工事</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却等に係る工事</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事</li> <li>・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理に係る工事</li> <li>・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分等に係る工事</li> <li>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 (地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)水資源機構、(独)都市再生機構)</li> </ul> <p>&lt;一定規模以下の工事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの</li> <li>・高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</li> <li>・高さ2m以下で土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるものであって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの</li> </ul> <p>&lt;工事の施行に付随して行われる土石の堆積(図1-13参照)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</li> </ul>

## 【お問い合わせ先】

久留米市 都市建設部 都市計画課(開発係) TEL:0942-30-9343 FAX:0942-30-9714